会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助制度

高校生等の通学定期代について、一定額を超える購入費用を補助します。

〇対象者：会津若松市内に居住し、市内の高等学校、特別支援学校高等部、高等専修学校にバス及び鉄道の定期券を購入して通学する生徒の保護者

※高等専門学校生、大学生、短期大学生、会津若松市外の高等学校等に通う場合は対象外です。

〇対象期間：令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までの通学定期券の購入費用

〇補助の内容：定期券の対象期間が令和７年４月１日から令和８年３月 31 日までで、１ヶ月あたりの定期券の購入費用が次の金額を超えた額を補助

月額定期券（１ヶ月から６ヶ月までの期間の定期券）	：月額２０，０００円を超えた額
学期定期券（学期ごとの定期券）	：月額１５，０００円を超えた額
年間定期券（１年間を通しての定期券）	：月額　９，０００円を超えた額

（例）１ヶ月定期券が２９，７６０円の場合
　定期券購入費用２９，７６０円―２０，０００円＝９，７６０円の補助
３学期定期券（１月１日～３月 31 日）が６６，９６０円の場合
　定期券購入費用６６，９６０円―（１５，０００円×３ヶ月）＝２１，９６０円の補助
年間定期券が２１４，２７０円の場合
　定期券購入費用２１４，２７０円―（９，０００円×12 ヶ月）＝１０６，２７０円の補助

〇申請方法：次の書類を会津若松市企画調整課（会津若松市役所追手町第二庁舎２階）へ提出してください。
※５月７日以降は、企画調整課は会津若松市役所本庁舎４階に移転します。

①会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付申請書（第１号様式）
②通学定期券額に関する申告書（第２号様式）
③定期券のコピー、または発行証明書のコピー
　※定期券は交通事業者に返却する前にコピーを取ってください。
　※ＩＣカード定期券は新たな定期券を購入すると印字が上書きされますので、次の定期券の購入前にコピーを取ってください。
　※定期券に区間、期間、金額の記載がない場合は、併せて領収書のコピーが必要です。
④同意書（第３号様式）
　※上記③の定期券のコピー、または発行証明書のコピーが手元に揃わない方のみ提出してください。
　※市から交通事業者へ定期券の購入内容を照会することについての同意書です。
⑤会津若松市中山間地域等高等学校遠距離通学支援補助金交付請求書（第５号様式）
⑥学生証のコピー、または在学証明書のコピー
⑦申請者名義の振込金融機関の通帳のコピー
⑧債権者登録申請書
（⑦⑧は、初回申請時、または振込先変更時のみ提出）

<様式のダウンロード・詳細はこちら>

○申請期間：定期券の種類に応じて下記の期間に申請ください。

①月額定期券　定期券の使用開始日の 20 日後から３月 25 日まで

②学期定期券　定期券の使用開始日の 20 日後から３月 25 日まで

③年間定期券　８月１日から３月 25 日まで

◆注　意　点◆

1　複数の定期券使用の場合、合算可能ですが、期間が異なる場合は同一期間のみ補助となります。
2　回数券は補助対象となりません。
3　本人以外の定期券購入費用を合算して申請はできません。
4　会津乗合自動車ＩＣカード（ＡＩＺＵ　ＮＯＲＵＣＡ）のデポジット代（５００円）は補助となりません。
5　日割りで購入した定期券の場合は、１ヶ月単位（２８日間を１ヶ月と見ます）の額のみを対象とします。
6　他の通学費支援を受けている場合、補助対象となりません。

<<Ｑ　＆　Ａ>>

Ｑ１　補助金は申請からどのくらいで振り込まれますか？

Ａ　申請した日から約１ヶ月程度で振り込みとなります。

Ｑ２　市外の高校に通学していますが対象になりますか？または、市外から市内の高校に通学していますが対象になりますか？

Ａ　市内にお住いで市内の高校に通学している場合が対象となります。

Ｑ３　２ヶ月の定期券は補助対象になりますか？

Ａ　２ヶ月の定期券購入費用が月額２０，０００円×２ヶ月＝４０，０００円を超えた場合、超えた額が補助されます。

Ａ　２ヶ月と１０日といった定期券を購入した場合、１ヶ月に満たない１０日分は補助になりません。

Ｑ４　バスと電車を使って登校しますが、合算することはできますか？

Ａ　できます。同じ期間であれば、合算した額が規定の額を超えれば申請できます。

Ｑ５　申請はいつしたらいいですか？

Ａ　定期券の種類に応じて申請期間が異なります。月額定期券、学期定期券は使用開始日の２０日後から、年間定期券は８月１日から、それぞれ３月２５日までに申請してください。ＩＣカードの定期券の場合、新たな定期券を購入すると印字が上書きされますので、次の定期券の購入前にコピーを取ってください。

Ａ　ある程度まとめて申請が可能です。例えば、１ヶ月定期券の場合、毎月申請するのでは手間がかかりますので、まとめて申請いただいても構いません。

Ｑ６　年度をまたぐ定期券の取り扱いはどうなりますか？

Ａ　例えば、令和８年３月１日から令和８年４月３０日までの定期券の場合、令和７年度分が対象となるため、令和８年３月分のみ補助対象となります。

【問い合わせ先】会津若松市企画調整課　電話０２４２-３９-１２０９